

生協とは

- 消費生活協同組合は、組合員が出資し、組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、組合員が利用する非営利の協同組織である。

○消費生活協同組合法(昭和23年)

(目的)
第1条 この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

(最大奉仕の原則)

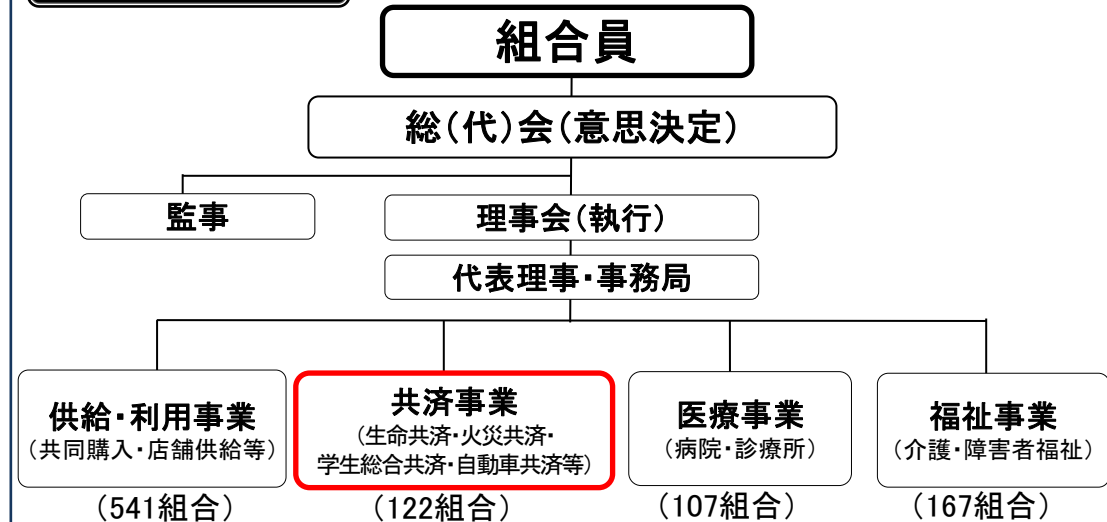
第9条 組合は、その行う事業によつて、その組合員及び会員(以下「組合員」と総称する。)に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

※ 産業または経済の発達を企図する産業組合法とは目的が異なる。

基本的原則

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上
- ・加入・脱退の自由
- ・組合員の議決権・選挙権の平等
- ・組合員への最大奉仕、非営利
- ・員外利用の原則禁止
- ・政治的中立(特定の政党のために利用してはならない。)

組織・運営



〈兼業規制〉

共済事業を行う一定規模以上(※)の生協は、契約者保護の観点から、他の事業を兼務できない。

※一定規模以上…前々事業年度及び前事業年度の年間収受共済掛金総額が10億円を超える場合 若しくは被共済者あたりに支払う共済金額が100万円を超える場合

消費生活協同組合に対する監督

国(厚生労働省)

- 許認可(設立、解散、定款、規約、員外利用等)
- 監督(検査の実施、報告徴収、処分、取消し) 等

許認可及び監督

(許認可)

- ・組合の定款の変更(法第40条第4項)
- ・組合の共済事業規約等の変更等(法第40条第5項及び6項)
- ・組合の員外利用(法第12条)
- ・組合の設立(法第57条第1項)、解散(法第62条第2項)及び解散組合の継続(法第63条)、組合の合併(法第69条)

(監督)

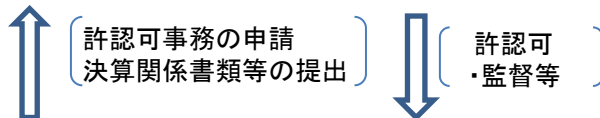
- ・検査の実施(法第94条第2項)
- ・共済生協に対する検査(法第94条第3項及び第4項)
- ・組合員の請求による検査(法第94条第1項)
- ・決算関係書類等の提出(法第92条の2)
- ・報告徴収(法第93条)
- ・法令等の違反に対する処分(法第94条の2及び法第95条)
- ・行政庁による取消し(法第96条)

指導

- ・**集団指導**(所管組合に対し毎年度1回実施)
→内部管理体制や会計実務など基本的事項の徹底
- ・**個別指導**(随時)
 - ①個別ヒアリング(検査後のフォローアップ)
 - ②重点的個別指導(課題の多い生協への指導)

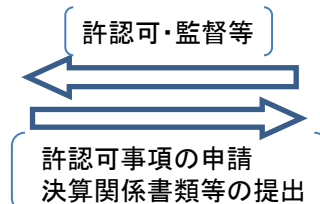
都道府県が行う監督等への支援

- 都道府県の行う監督業務等について、同一の視点で実施できるよう全国会議の開催や監督指針等を通知。
- ・全国担当者会議や会計研修会の実施
 - ・共済事業向け監督指針や検査マニュアル等の通知
 - ・都道府県からの照会事項への対応 等



生協

- ※厚生労働大臣所管56組合
- ※都道府県知事所管組合809組合



都道府県

- ・都道府県所管の生協への検査等を実施
※都道府県が所管生協に行う検査等は「自治事務」



共済事業の健全かつ適切な運営に向けた取組

国(厚生労働省)における取組

① 関係法令や共済事業向け監督指針、検査マニュアルに基づく検査の実施

- 都道府県が行う監督業務について、同一の視点で実施できるよう共済事業向け監督指針や検査マニュアル等を通知している。

② 全国会議や集団指導を通じた注意喚起

- 都道府県に対する全国会議や国所管の消費生活協同組合(連合会)に対する集団指導等を通じて、消費生活協同組合で発生した不祥事件について紹介し、注意喚起を行うとともに、事案が発生した場合の対応等について周知徹底を図っている。

主な消費生活協同組合連合会における取組例

① 共済募集ガイド等の配布及び教育・研修の実施

- 会員生協を含む全役職員向けに、共済募集に関する禁止行為の事例を記載(※)した共済募集ガイド等を作成し配布するとともに、コンプライアンスに重点を置いた研修を定期的に行っている。

※特別利益の提供行為や誤解を招く比較表示行為、誤解を招く予想返戻金表示行為等の具体的な事例を記載している。

② コンプライアンスの実施状況の確認等

- 会員生協に対する監査の際に、コンプライアンスの実施体制について確認している。指摘事項があった場合は、発生原因を究明し改善対策を立案し実行している。
- 組織的または個人的な法令違反や不正行為などを収集する手段として、職員からの通報・相談窓口を組織内及び外部業者に設置している。

③ 契約の点検

- 解約を前提とした共済募集が行われなかったための措置として、2年以内に4回以上の解約、失効又は不成立した契約については、今後の新規加入を謝絶するようにしている。

④ 契約者の意向確認

- 組合員(契約者)のニーズに沿った内容であることを組合員自身が確認できるよう、「契約意向確認書」を加入申込書と一緒に提出してもらう。

主な消費生活協同組合連合会の概要

		日本コープ共済生活協同組合連合会	全国労働者共済生活協同組合連合会	全国生活協同組合連合会
組合の概要	事業概要	・当連合会の共済事業は、昭和54年、日本生活協同組合連合会の一事業として開始され、平成19年生協法改正において共済事業の兼業規制が導入されたことを機に日本生活協同組合連合会から共済事業を移転して設立。	・昭和33年に大阪労済生協をはじめとする都道府県労済生協が火災再共済事業を実施する連合会として設立。以降、生命共済、団体生命共済、交通災害共済等取り扱う事業を順次追加し現在に至る。 ・全国を区域とし、会員生協に係る共済事業の元受、再共済、指導連絡及び調整等を実施。	・昭和46年に首都圏生活協同組合連合会として設立され、昭和56年に全国生活協同組合連合会と名称変更。令和4年4月から、鳥取県・沖縄県の2県において事業が開始されたことにより、全国のすべての都道府県で共済事業が実施。 ・県民共済、都民共済、府民共済及び道民共済の元受団体。
	職員数	1,607人（令和4年3月現在）	3,652人（令和4年5月末現在）	220人（令和4年4月現在）
	加盟組合数	361会員（令和4年3月現在）	58会員（令和4年4月現在）	51会員（令和4年4月現在）
	会員の資格	以下のいずれかに該当するもの ・消費生活協同組合 ・消費生活協同組合連合会 ・他の法律により設立された協同組織体で、生協法第2条第1項に掲げる要件を備え、かつ、この会の事業を利用することを適当とするもの	以下のいずれかに該当するもの ・都道府県の区域ごとに設立された地域の労働者を主体とする共済を図る事業を行う消費生活協同組合 ・都道府県の区域を越えて設立された職域による労働者を主体とする共済を図る事業を行う消費生活協同組合 ・消費生活協同組合連合会 ・他の法律により設立された協同組織体で、生協法第2条第1項に掲げる要件を備え、かつ、この会の事業を利用することを適当とするもの	以下のいずれかに該当するもの ・消費生活協同組合 ・消費生活協同組合連合会 ・他の法律により設立された協同組織体で、生協法第2条第1項に掲げる要件を備え、かつ、この会の事業を利用することを適当とするもの
共済事業の概要	共済の種類	生命共済、住宅災害共済、こども共済、定期生命共済（長期）、終身共済（長期）、学生総合共済 等	風水火災共済、自然災害共済、交通災害共済、自動車総合補償共済、自賠償共済、団体定期生命共済、個人定期生命共済、こども定期生命共済、熟年定期生命共済、傷害共済、個人賠償責任共済、個人長期生命共済（長期）、個人年金共済（長期）、団体年金共済（長期）、終身生命共済（長期） 等	子供生命共済、生命共済、熟年生命共済、傷害共済、火災風水害等共済
	共済契約が可能な者	組合員	組合員	組合員
	契約保有件数	8,820,059件（令和3年度）	29,317,622件（令和3年度）	21,790,190件（令和3年度）
	総資産	5,234億円（令和3年度）	4兆365億円（令和3年度）	1兆262億円（令和3年度）
	受入共済掛金	2,062億円（令和3年度）	5,510億円（令和3年度）	6,581億円（令和3年度）
	支払共済金	724億円（令和3年度）	3,111億円（令和3年度）	3,422億円（令和3年度）
	事業収支の差益の処理方法	割戻し	割戻し	割戻し

（注）各連合会から提供された情報をもとに厚生労働省にて、とりまとめたもの。